

令和3年度砂利採取業務主任者試験要領

砂利採取法第15条第1項の規定により、令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

石川県

1 試験日時

令和3年11月12日（金）午前10時開始～正午終了（120分）

2 試験場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎8階 801会議室

3 受験資格

特に制限はありません。

4 試験科目等

筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項です。

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木工学及び河川工学に関する事項を含む。）

5 出願に関する書類

受験願書に写真（縦45ミリメートル、横35ミリメートルとし、受験願書提出前6カ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出してください。

なお、受験願書は、石川県土木部河川課並びに各土木総合事務所及び各土木事務所（維持管理課）で配布します。

6 出願に関する書類の提出期間及び提出先

- (1) 出願に関する書類は、令和3年10月1日（金）から10月29日（金）までの間に管轄の各土木総合事務所又は各土木事務所（維持管理課）へ提出してください。直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。ただし、休日を除きます。
- (2) 郵送の場合は、10月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。郵送の場合には、書留とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者受験願書」と朱書し、切手を貼った返送用封筒を同封してください。

7 受験手数料の納入方法

手数料（8,100円）の額に相当する石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼って、受験願書に添えて管轄の各土木総合事務所又は各土木事務所へ提出してください。

（石川県証紙は、県指定の「石川県証紙売りさばき所」で求めてください。）

8 合格の発表

11月30日（火）に、石川県公報及び河川課ホームページにより発表するほか、石川県土木部河川課並びに各土木総合事務所及び各土木事務所に掲示します。発表後、合格者に対しては、合格通知及び合格証を発送します。

9 受験心得

- (1) 試験当日は、午前9時50分までに受験番号の席に着席してください。
- (2) 受験票、筆記用具を持参してください。
- (3) 試験中は、必ずマスクを着用してください。